

一 全学協議会確認事項（昭和三十一年度―十二月原則）

（一九五七（昭三二）・一二・一四 全学協議会）

学費引上げに関連して、学園拡充問題が学生側から提議され、昭和三十一年十月二十五日、十一月二十五日（学校側から学園振興に関する理事会案提出）、十二月五日（学校側から昭和三十一年―三十七年経常収支計算表提出）、十二月十一日、十二月十三日、十四日に亘つて全学協議会が行なわれた。

右一連の全学協議会の中で、学校側が確認した事項は大略左の通りである。

一、学園の危機と呼ばれるものは、学園の現状の例えば、つぎの諸点に認められる。

1. 就職の不振に端的に示される学生の学力の不足。
2. 学生の勉強意欲の不足。
3. 理事者、教職員の学園の現状に対する認識の不充分、従つてこれを改善するための意欲の不足。

二、右の現状を導いた原因として次の諸点が考えられる。

1. 戦後制約された条件の中で行なわれた私学拡張の波の中で、本学園も急速な発展を遂げたが、それが必ずしも十分な計画性のもとに行なわれなかつたし、内部充実にも欠ける点があつた。例えば学生数、施設、学生と教職員の結び付き等。
2. 学内諸機関の民主的運営の不足。

例えば学費引上げが、前回全学協議会約束の通り一ヶ月前に提示されなかつたこと、学費引上げ並びに理事会案が、各学部教授会で充分審議されないまま提出されたこと等。

3. 各学部、学科、専攻における全学的視野の不足、並びに全学的視野に立つ教学と経営との有機的運営の不足。

三、右の諸欠陥を改善するために次の諸措置をとる必要がある。

1. 全学的観点に立つ学園運営体制の確立、すなわち学部長、理事制度の再検討を含む経営と教学の統一的機構の整備。
2. 学内諸機関の民主的運営の一層の強化、円滑化。

3. 外国語教育、演習、外書講読、並びに実験実習の充実強化、現存の学部、学科の充実を基礎として、教学―勉強条件の充実、改善を計ること。

そのために、各学部対策委員会、全学対策委員会（調査委員会を強化し、継続的なものにする）を設けて全学的観点から検討する。

以上、学校側は、教学努力と経営努力により、体制を強化し、学生も含む全学的協力をもつて学園のもつ諸欠陥を克服することを確言しそのための必要な学費引上げを理事会において行なうことを明言して、終つた。